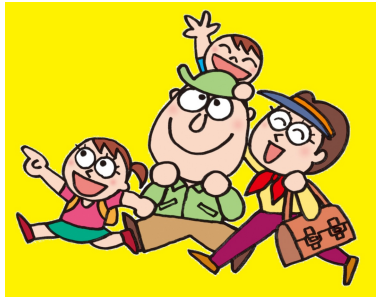


4月からの子ども・子育て支援金の対応を！

今年4月から子ども・子育て支援納付金が始まりました。18歳以上(令和8年度の場合、生年月日が平成20年4月1日以前の被保険者が対象)から後期高齢者まで、全世代が徴収対象となります。



社会保険料の計算ソフトなどを使って従業員からの天引き額を算出している人は、4月分

以降がこの拠出金に対応しているのかを確認しましょう。

市町村国保や後期高齢国保の人も保険料が増額されますが、従業員を社保や建設国保に入れて給料から保険料を天引きしている人は、4月分(翌月払いなら5月給付分)の給料から医療保険料とあわせた天引き手続きが必要になります。

この結果、3月の社保引き下げ額を上回り、差し引きで負担増になります。(下は社会保険の保険料額表の一部です)



2026年
4月6日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390



令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和8年3月分~適用
・介護保険料率: 令和8年3月分~適用
・厚生年金保険料率: 平成29年9月分~適用
・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分~適用
・子ども・子育て支援金率: 令和8年4月分(5月納付分)~適用

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料				子ども・子育て支援金		厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額	円以上	円未満	介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		令和8年4月分(5月納付分)から納付いただきます		一般、坑内員・船員	
				9.93%		11.55%		0.23%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	~	63,000	5,759.4	2,879.7	6,699.0	3,349.5	133.4	66.7		
2	68,000	63,000	~	73,000	6,752.4	3,376.2	7,854.0	3,927.0	156.4	78.2	
3	78,000	73,000	~	83,000	7,745.4	3,872.7	9,009.0	4,504.5	179.4	89.7	
4(1)	88,000	83,000	~	93,000	8,738.4	4,369.2	10,164.0	5,082.0	202.4	101.2	16,104.00 8,052.00
5(2)	98,000	93,000	~	101,000	9,731.4	4,865.7	11,319.0	5,659.5	225.4	112.7	17,934.00 8,967.00

「令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表」のオレンジの枠の部分です。



印刷された保険料額表などをお求めの人は民商事務所にご連絡ください。

「白ナンバートラック規制」対策説明会が開かれました！

改正貨物自動車運送事業法により2026年4月1日から、いわゆる「白ナンバートラック」の規制が強化されました。白トラに委託した荷主を罰則の対象とする、三次請け禁止の努力義務、書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象拡大などです。

運送業者に大きな影響力を持つ荷主や元請に不利益を提示して、業界全体を規制しようするものです。

全商連はこの白トラ排除につながりかねない動きについて3月18日に国土交通省と交渉を行い、その内容をもとに27日に全国の民商へオンラインで対策説明会を開きました。

尾北民商の会場では業務でトラックを使っている会員が複数参加し、「うちは本業に付随する運搬だから問題ない」「不安だが、来週には4月なのに取引先からはまだ何も言ってきていない」などの感想

が出されました。

この問題で悩んでいる人は民商にご相談ください。

国交省の説明の要点

- 1, 今回の法改正は、荷主が委託先を緑ナンバートラックに切り替えることを強要するものではない
- 2, 自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして貨物を運送する場合は規制対象とならない点は、法改正前と変わらない。
- 3, 発注者からみて再委託は2次下請までに制限する改正については、あくまでも努力義務。仮に3次で仕事を請けたと分かっても直ちに監査に入ることはない。

緑ナンバー

取得・維持するためには、5台以上の車両、営業所・休憩施設の確保、運行管理者・整備管理者の選任などが必要で、個人事業者にはこれを満たすことは困難です。

婦人部のウォーキング

4月11日(土) 9時30分

フラワーパーク江南 東口駐車場 集合



婦人部のパソコン記帳会

4月18日(土) 午後2時~4時

尾北民商事務所にて